

かすみがうら市議会先例集の改正について

1. 令和 6 年第 1 臨時会 から 令和 6 年第 4 回定例会 までの改正点

改正前	改正後
50 本会議でのマナー(会規第 151～157) 本会議でのマナーとして、議員は次のことを順守すること。 1 及び 2 (略) 3 帽子、<u>外套、襟巻、つえ</u>類を着用している場合はロッカーに保管しておくこと。 4～6 (略) 7 議場で<u>資料、新聞紙、文書等の印刷物</u>を配付、掲示するときは、事前に議長の許可を得なければならないこと。 8～10 (略)	50 本会議でのマナー(会則 151～157) 本会議でのマナーとして、議員は次のことを順守すること。 1 及び 2 (略) 3 帽子、<u>コート、マフラー、傘</u>類を着用している場合はロッカーに保管しておくこと。 4～6 (略) 7 議場で<u>資料等</u>を配付、掲示するときは、事前に議長の許可を得なければならないこと。 8～10 (略)
176 一般質問の時間制限(会規第 57) 一般質問の時間は、質問及び答弁を合わせて <u>90 分</u>以内とする。ただし、答弁の途中で時間を超えた場合には、当該質問に対する答弁が終了する時点までとする。	176 一般質問の時間制限(会規第 57) 一般質問の時間は、質問及び答弁を合わせて <u>70 分</u>以内とする。ただし、答弁の途中で時間を超えた場合には、当該質問に対する答弁が終了する時点までとする。
205 質疑の通告期限(会規第 51) 質疑の通告は、毎定例会 <u>初日</u>の午後 5 時までに所定の様式で行うのが例である。	205 質疑の通告期限(会規第 51) 質疑の通告は、毎定例会 <u>の会議 2 日前(市の休日を除く)</u>の午後 5 時までに所定の様式で行うのが例である。
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この先例の施行期日は、議長が定める。</u> <u>(かすみがうら市議会先例集の廃止)</u> <u>2 かすみがうら市議会先例集(令和 6 年 2 月 8 日制定)は、廃止する。</u>

2. 改正根拠（資料）

- ・ 50 本会議でのマナー（会規第151～157）
 - … 令和6年第4回定例会提出 委員会発議第7号「かすみがうら市議会
会議規則の一部を改正する規則の制定について」 議決議案
3～7 ページ
- ・ 176 一般質問の時間制限（会規第57）
 - … 令和6年4月15日付「諮問に対する答申」
8 ページ
- ・ 205 質疑の通告期限（会規第51）
 - … 令和6年10月16日付「諮問に対する答申」
9～11 ページ



委員会発議第7号

かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定に
ついて

上記の議案を別紙のとおりかすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和6年12月13日提出

かすみがうら市議会
議長 小座野 定信 様

提出者 議会運営委員会
委員長 矢口 龍人

提 案 理 由

1 つは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法においては、法令に基づく行政機関等への申請や行政機関等が行う処分通知等は、オンラインにより可能とされているが、地方議会はデジタル手続法の対象から除かれていたことから、地方自治法の改正を待たなければならなかった。

今般、地方自治法の改正に伴い、手続きのオンライン化が推進されたことで、議長・委員長への通知または議長・委員長からの通知や議事日程の配布等これまで文書で行われていた手続きについて、インターネット等を活用したオンラインによる手続きとすることの根拠付けをするものである。

2 つは、全国市議会議長会の検討会議での検討事項等を踏まえた全般的な見直しに基づくものとなる。常用漢字の変更に伴う字句及び現在の規定では運営上、支障となり得る条文を整理するものである。

3 つは、現在の社会情勢等に照らし、改正が適当と判断される事項となる。携行品を外とう、えり巻き からコート、マフラー等の文言に改めるものである。

なお、この規則は、公布の日から施行するものである。

令和 6 年かすみがうら市議会規則第 号

かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則

かすみがうら市議会会議規則（平成 1 7 年かすみがうら市議会規則第 1 号）
の一部を次のように改正する。

（略）

第 1 5 2 条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」
に改め、同条ただし書中「議長又は委員長の許可を得たときは」を「会議への
出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて
は」に改める。

第 1 5 7 条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の
印刷物」を「資料等」に改める。

（略）

かすみがうら市議会会議規則 新旧対照表

改正前	改正後
(略)	(略)
(携帯品) 第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>外とう、えり巻、つえ、かさ</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。 ただし、病気その他の理由により<u>議長又は委員長の許可を得たときは</u>、この限りでない。	(携帯品) 第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>コート、マフラー、傘</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。<u>ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては</u>、この限りでない。
(資料等印刷物の配布許可) 第157条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料、新聞紙、文書等の印刷物</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。	(資料等の配布許可) 第157条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料等</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。
(略)	(略)

	<u>長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。</u>
	<u>(電磁的記録による作成等)</u> <u>第166条の3 この規則の規定(第28条第1項(第74条において準用される場合を含む。))を除く。))において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</u> <u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u>
	<u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>

令和6年12月13日 原案可決

かすみがうら市議会議長

小座野

定信



令和6年4月15日

かすみがうら市議会

議長 小座野 定信 様

議会運営委員会

委員長 矢口 龍人

諮問に対する答申について

令和6年4月8日付けで諮問がありました令和6年第2回定例会の運営につきまして、当委員会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 一般質問について

- ・一般質問の時間は、質問及び答弁を合わせて70分以内とする。ただし、答弁の途中で時間を超えた場合には、当該質問に対する答弁が終了する時点までとする。

2 議場内座席について

- ・議場内座席の配置は、別紙議場内座席表のとおりとする。

令和6年10月16日

かすみがうら市議会
議長 小座野 定 信 様

議会運営委員会
委員長 矢 口 龍 人

諮問に対する答申について

令和6年10月9日付けで諮問がありました令和6年第4回定例会の運営につきまして、当委員会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 一般質問の日程を含む会期日程について（別紙のとおり）
 - ・ 令和6年第4回定例会についても、本会期日程（案）を継続的に実施することとし、令和7年以降についても、本案の日程で定例会を進めることとする。
- 2 議会選出による監査委員について
 - ・ 当面、議会選出による監査委員を継続することとする。

以上

令和6年かすみがうら市議会第4回定例会会期日程(案)

日	月 日	曜	会議の区分	開議の時刻	内 容
第1日	11月28日	木	本会議	午前10時	開 会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・議案の上程、提案理由の説明
			委員会		・議案質疑、委員会付託
第2日	11月29日	金	委員会		
第3日	11月30日	土	休 日		
第4日	12月 1日	日	休 日		
第5日	12月 2日	月	委員会		
第6日	12月 3日	火	委員会		
第7日	12月 4日	水	本会議	午前10時	・一般質問
第8日	12月 5日	木	本会議	午前10時	・一般質問
第9日	12月 6日	金	本会議	午前10時	・一般質問
第10日	12月 7日	土	休 日		
第11日	12月 8日	日	休 日		
第12日	12月 9日	月	休 会		・議案等の調査研究(議事整理)
第13日	12月10日	火	休 会		・議案等の調査研究(議事整理)
第14日	12月11日	水	休 会		・議案等の調査研究(議事整理) (討論通告締切 正午)
第15日	12月12日	木	休 会		・議案等の調査研究(議事整理)
第16日	12月13日	金	本会議	午前10時	・委員長報告、討論、採決 閉 会

令和6年かすみがうら市議会第4回定例会日程表(案)

月 日	曜日	日 程	備 考
10月30日	水		
10月31日	木		
11月 1日	金		
11月 2日	土		
11月 3日	日	(文化の日)	
11月 4日	月	(振替休日)	
11月 5日	火		
11月 6日	水	＜午前9時から 一般質問通告受付開始＞	
11月 7日	木		
11月 8日	金	＜午後3時まで 一般質問通告期限＞	
11月 9日	土		
11月10日	日		
11月11日	月		
11月12日	火	15：30～ 議会運営委員会	[事件] 提出予定案件、議案の取り扱い、 一般質問、会期日程 (案)
11月13日	水		
11月14日	木		
11月15日	金		
11月16日	土		
11月17日	日		
11月18日	月		＜議会だより・お知らせ版納品＞
11月19日	火		＜議会だより・お知らせ版発送作業＞
11月20日	水		
11月21日	木	＜定例会招集告示＞ 13：30～ 議会運営委員会 (市長出席)	[事件] 提出予定案件の概要、請願・陳情の取り扱い(開催前に受付けた場合に限り。)
		委員会終了後～ 全員協議会	[事件] 提出予定案件の概要説明等 [報告事項] 諮問に対する答申
11月22日	金		
11月23日	土	(勤労感謝の日)	
11月24日	日		
11月25日	月		
11月26日	火	＜17:00 請願・陳情提出期限＞ ＜17:00 議案質疑通告期限＞	
11月27日	水		
11月28日	木	＜定例会招集＞ 9：00～ 議会運営委員会	[事件] 議事日程 (案)、請願・陳情の取り扱い (開催前に受付けた場合に限り。)
		委員会終了後～ 全員協議会	[報告事項] 諮問に対する答申
		10：00～ 本会議 (質疑、特別委員会設置)	【開会、署名議員、提案理由等】 ・議案質疑 ・議案審査特別委員会設置
		(委員会付託)	・常任委員会、議案審査特別委員会
		本会議終了後～ 総務委員会 (予定)	(全員協議会室)
		文教厚生委員会 (予定)	(第1委員会室)
		産業建設委員会 (予定)	(第2委員会室)
11月29日	金	10：00～ 議案審査特別委員会 (予定)	
11月30日	土		
12月 1日	日		
12月 2日	月	10：00～ 議案審査特別委員会 (予定)	
12月 3日	火	10：00～ 議案審査特別委員会 (予定：予備日)	
12月 4日	水	10：00～ 本会議 (一般質問)	
12月 5日	木	10：00～ 本会議 (一般質問)	
12月 6日	金	10：00～ 本会議 (一般質問)	
12月 7日	土		
12月 8日	日		
12月 9日	月	休日〔議案等の調査研究 (議事整理)〕	
12月10日	火	休日〔議案等の調査研究 (議事整理)〕	
12月11日	水	休日〔議案等の調査研究 (議事整理)〕	
12月12日	木	＜正午 討論通告期限＞ 休日〔議案等の調査研究 (議事整理)〕	
12月13日	金	9：00～ 議会運営委員会	[事件] 議事日程 (案) (議会最終日)
		委員会終了後～ 全員協議会	[報告事項] 諮問に対する答申
		10：00～ 本会議 ＜定例会閉会＞	【委員長報告、討論、採決、閉会】